

伊予市住宅用新エネルギー機器設置事業費補助金について

伊予市では、地球温暖化の防止を推進するとともに、防災意識の高揚を図るため、市内に住宅用新エネルギー機器を設置する個人に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

条件や手続きは以下のとおりです。

1 補助対象者

(1) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム

- ・自ら居住する市内の一戸建て住宅（別荘及び賃貸住宅を除く。）に家庭用リチウムイオン蓄電池システムを設置した者又は建売住宅供給者から自ら居住するために市内の家庭用リチウムイオン蓄電池システム付住宅を購入した者であること。
- ・市税等を滞納していない者であること。
- ・当該機器の保証書を有していること。
- ・太陽光発電システムと接続されていること等。

(2) 家庭用燃料電池システム

- ・自ら居住する市内の一戸建て住宅（別荘及び賃貸住宅を除く。）に家庭用燃料電池システムを設置した者又は建売住宅供給者等から自ら居住するために市内の家庭用燃料電池システム付住宅を購入した者であること。
- ・市税等を滞納していない者であること。
- ・当該機器の保証書を有していること。
- ・電気事業者と電力受給契約書又は電力系統連系に関する覚書を締結していること等。

2 申請要件

(1) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム

- ・蓄電容量が1kw以上の蓄電池部と電力変換装置等が一体的に構成されるもののうち、住宅に設置し、太陽光発電システムと接続するもので、当該機器の保証書の保証開始日から1年以内に申請すること。（一般に販売されている未使用のもの。）

(2) 家庭用燃料電池システム

- ・定格運転時において、0.5kwから1.5kwの発電能力がある燃料電池ユニットと貯湯ユニット等から構成され、電力と熱の供給を主目的としたシステムのうち、住宅に設置されたもので、電力会社との系統連系が完了した日から1年以内に申請すること。（一般に販売されている未使用のもの。）

3 補助金額

補助対象経費に10分の1を乗じて得た金額又は10万円のいずれか低い方の額とします。（ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。）

4 補助対象事業費

(1) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム

- ・本体機器費（蓄電池部、電力変換装置）
- ・附属機器費（計測・表示装置・キュービクル）

- ・上記の購入費及びシステム設置に係る工事費（取付費、配線工事費等の明細書を添付してください。）
- （2）家庭用燃料電池システム
- ・燃料電池ユニット
- ・貯湯ユニット
- ・上記の購入費及びシステム設置に係る工事費（取付費、配線工事費等の明細書を添付してください。）

5 受付期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

上記受付期間の開庁日（土・日・祝祭日・年末年始を除く日。）8：30から17：15まで環境保全課窓口にて受付します。

【注意事項】

※予定件数：家庭用リチウムイオン蓄電池システム及び家庭用燃料電池システム併せて25件（予算上限に達し次第終了とします。）

※受付は先着順とし、予約はできません。

※対象システムに対する補助金は、同一住宅において、いずれか1回限りとします。

6 必要書類について

- ・必要書類については要綱及び別添の申請様式等を確認いただき、ご提出ください。
- ・伊予市への申請時点において市区町村税（市内に新たに転入される場合は前住所地）等の滞納がない事の証明が必要となります。よって市税等の納税証明書・完納証明書・非課税証明書については証明日より3ヶ月以内に申請して下さい。
- ・住民票は、申請者本人のもので、3ヶ月以内に交付されたもので、世帯、本籍及びマイナンバーの表記は不要です。
- ・提出書類に不備があった場合は受理とはなりません。
- ・郵送等での提出も受け付けますが、書類等に不備があった場合は、ご来庁いただくことがあります。
- ・申請時に、様式第3号補助金交付請求書のコピーを提出いただきますようお願いいたします。

【注意事項】

審査時に追加の書類提出をお願いする場合があります。

○ご不明な点は下記までご連絡下さい

<問い合わせ>

〒799-3193
愛媛県伊予市米湊820番地
伊予市 産業建設部 環境保全課
Tel 089-909-6338（直通）
Fax 089-982-1234
E-mail : kankyohozen@city.iyo.lg.jp